

○電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 改定案

(下線は改正部分)

改定案	現行
<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p>I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性和構成</p> <p>第2 指針の構成と基本的考え方</p> <p>3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方</p> <p>(1) 電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきたところであり、平成13年以降も、以下のような制度整備がされている。</p> <p>① 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）において、市場支配的な電気通信事業者（注4）をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。本制度の導入により、市場支配的な電気通信事業者に対しては、反競争的行為の禁止行為をあらかじめ類型化することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除が可能となるとともに、それ以外の電気通信事業者（非支配的事業者）については、契約約款、電気通信設備の接続・共用及び卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）に関する規制緩和を行い、より柔軟な事業展開を可能としている。</p> <p>② 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の</p>	<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p>I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性和構成</p> <p>第2 指針の構成と基本的考え方</p> <p>3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方</p> <p>(1) 電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきたところであり、平成13年以降も、以下のような制度整備がされている。</p> <p>① 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）において、市場支配的な電気通信事業者（注4）をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。本制度の導入により、市場支配的な電気通信事業者に対しては、反競争的行為の禁止行為をあらかじめ類型化することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除が可能となるとともに、それ以外の電気通信事業者（非支配的事業者）については、契約約款、電気通信設備の接続・共用及び卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）に関する規制緩和を行い、より柔軟な事業展開を可能としている。</p> <p>② 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の</p>

一部を改正する法律（平成15年法律第125号）において、電気通信事業におけるネットワーク構造や市場構造の変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業の許可制を廃止して登録制又は届出制へと改め、電気通信役務に係る料金及び契約約款の届出義務を原則として廃止する等の措置を講じている。

- ③ 放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）において、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認めるときを、業務改善命令（業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令をいう。以下同じ。）の発動要件とすることとしている。
- ④ 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）において、電気通信事業法第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制として、第二種指定電気通信設備に関する接続会計の整理・公表を義務付ける等の措置を講じている。
- ⑤ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第58号）において、電気通信事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための非対称規制として、当該電気通信事業者に対し、業務を委託する子会社等が上述した禁止行為を行わないよう必要かつ適切な監督を行う義務を課すとともに、設備部門（注5）の設置その他の接続の業務に関して知り

一部を改正する法律（平成15年法律第125号）において、電気通信事業におけるネットワーク構造や市場構造の変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業の許可制を廃止して登録制又は届出制へと改め、電気通信役務に係る料金及び契約約款の届出義務を原則として廃止する等の措置を講じている。

- ③ 放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）において、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認めるときを、業務改善命令（業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令をいう。以下同じ。）の発動要件とすることとしている。
- ④ 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）において、電気通信事業法第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制として、第二種指定電気通信設備に関する接続会計の整理・公表を義務付ける等の措置を講じている。
- ⑤ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第58号）において、電気通信事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための非対称規制として、当該電気通信事業者に対し、業務を委託する子会社等が上述した禁止行為を行わないよう必要かつ適切な監督を行う義務を課すとともに、設備部門（注5）の設置その他の接続の業務に関して知り

得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等を講ずべき義務を課す措置を講じている。

- ⑥ 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）において、電気通信事業の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が特定の者と合併した場合等における電気通信事業の登録の更新の義務付け、移動通信市場の市場支配的な電気通信事業者に対する反競争的行為の禁止の緩和、第二種指定電気通信設備との接続に関するアンバンドル（ネットワーク機能の細分化）した形での接続の義務付け、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する届出の義務付け等の措置を講じている。

- ⑦ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）において、モバイル市場の競争を促進するため、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みを是正する等の措置を講じている。

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

（注4）（略）

（注5）（略）

(2)・(3)（略）

II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等を講ずべき義務を課す措置を講じている。

- ⑥ 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）において、電気通信事業の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が特定の者と合併した場合等における電気通信事業の登録の更新の義務付け、移動通信市場の市場支配的な電気通信事業者に対する反競争的行為の禁止の緩和、第二種指定電気通信設備との接続に関するアンバンドル（ネットワーク機能の細分化）した形での接続の義務付け、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する届出の義務付け等の措置を講じている。

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

（注4）（略）

（注5）（略）

(2)・(3)（略）

II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 電気通信設備の製造に関連する分野における行為
(略)

イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 端末設備の販売業者に対して、正当な理由がないのに自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させること、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束することにより端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせること（私的独占、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）（注78）。

（注78）電気通信事業法第27条の4の規定に基づき端末設備の販売業者に対して指導等を行うことと併せて、上記のような行為を行う場合も、独占禁止法上問題となる。以下、②及び③において同じ。

②・③ (略)

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

(略)

表 報告・相談等窓口

(表略)

(注1) ホームページからの報告については、<https://www.jftc.go.jp>まで。

(注2・3 略)

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 電気通信設備の製造に関連する分野における行為
(略)

イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 端末設備の販売業者に対して、正当な理由がないのに自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させること、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束することにより端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせること（私的独占、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）（注78）。

（注78）電気通信事業法第27条の3の規定に基づき端末設備の販売業者に対して指導等を行うことと併せて、上記のような行為を行う場合も、独占禁止法上問題となる。以下、②及び③において同じ。

②・③ (略)

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

(略)

表 報告・相談等窓口

(表略)

(注1) ホームページからの報告については、<http://www.jftc.go.jp>まで。

(注2・3 略)

別表1 独占禁止法に関する関東甲信越地方以外の窓口

近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	審査課 TEL: (082) 228-1501 FAX: (082) 223-3123	総務課 TEL: (082) 228-1501 FAX: (082) 223-3123	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	審査課 TEL: <u>(087) 811-1756</u> FAX: <u>(087) 811-1761</u>	総務課 TEL: <u>(087) 811-1750</u> FAX: <u>(087) 811-1761</u>	徳島県・香川県・愛媛県 高知県

別表2 電気通信事業法に関するその他の窓口

四国総合通信局 〒790-8795 <u>松山市味酒町2-14-4</u>	情報通信部電気通信事業課 TEL: 089-936-5042 FAX: 089-936-5014	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州総合通信局 〒860-8795 <u>熊本市西区春日2-10-1</u> 熊本地方合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL: 096-326-7824 FAX: 096-326-7829	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄総合通信事務所 〒900-8795 <u>那覇市旭町1-9</u> <u>カフーナ旭橋 B街</u>	情報通信部監理課電気通信事業担当 TEL: 098-865-2302 FAX: 098-865-2311	沖縄県

別表1 独占禁止法に関する関東甲信越地方以外の窓口

近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	第一審査課 TEL: (082) 228-1501 FAX: (082) 223-3123	総務課 TEL: (082) 228-1501 FAX: (082) 223-3123	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	審査課 TEL: <u>(087) 834-1442</u> FAX: <u>(087) 862-1994</u>	総務課 TEL: <u>(087) 834-1441</u> FAX: <u>(087) 862-1994</u>	徳島県・香川県・愛媛県 高知県

別表2 電気通信事業法に関するその他の窓口

四国総合通信局 〒790-8795 <u>松山市宮田町8-5</u>	情報通信部電気通信事業課 TEL: 089-936-5042 FAX: 089-936-5014	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州総合通信局 〒860-8795 <u>熊本市二の丸1-4</u>	情報通信部電気通信事業課 TEL: 096-326-7824 FAX: 096-326-7829	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄総合通信事務所 〒900-8797 <u>那覇市東町26-29</u>	情報通信部監理課電気通信事業担当 TEL: 098-865-2302 FAX: 098-865-2311	沖縄県

区 5階						